



水戸市告示第 370 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，水戸・勝田都市計画土地区画整理事業を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 11 月 22 日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業（東前第二地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
水戸市東前町字上ノ下の一部
- 3 縦覧場所
水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画

土地区画整理事業の変更について (水戸市決定)

令和5年度

水 戸 市

水戸・勝田都市計画 土地区画整理事業の変更(水戸市決定)

都市計画 東前第二土地区画整理事業を次のように変更する。

(水戸市)

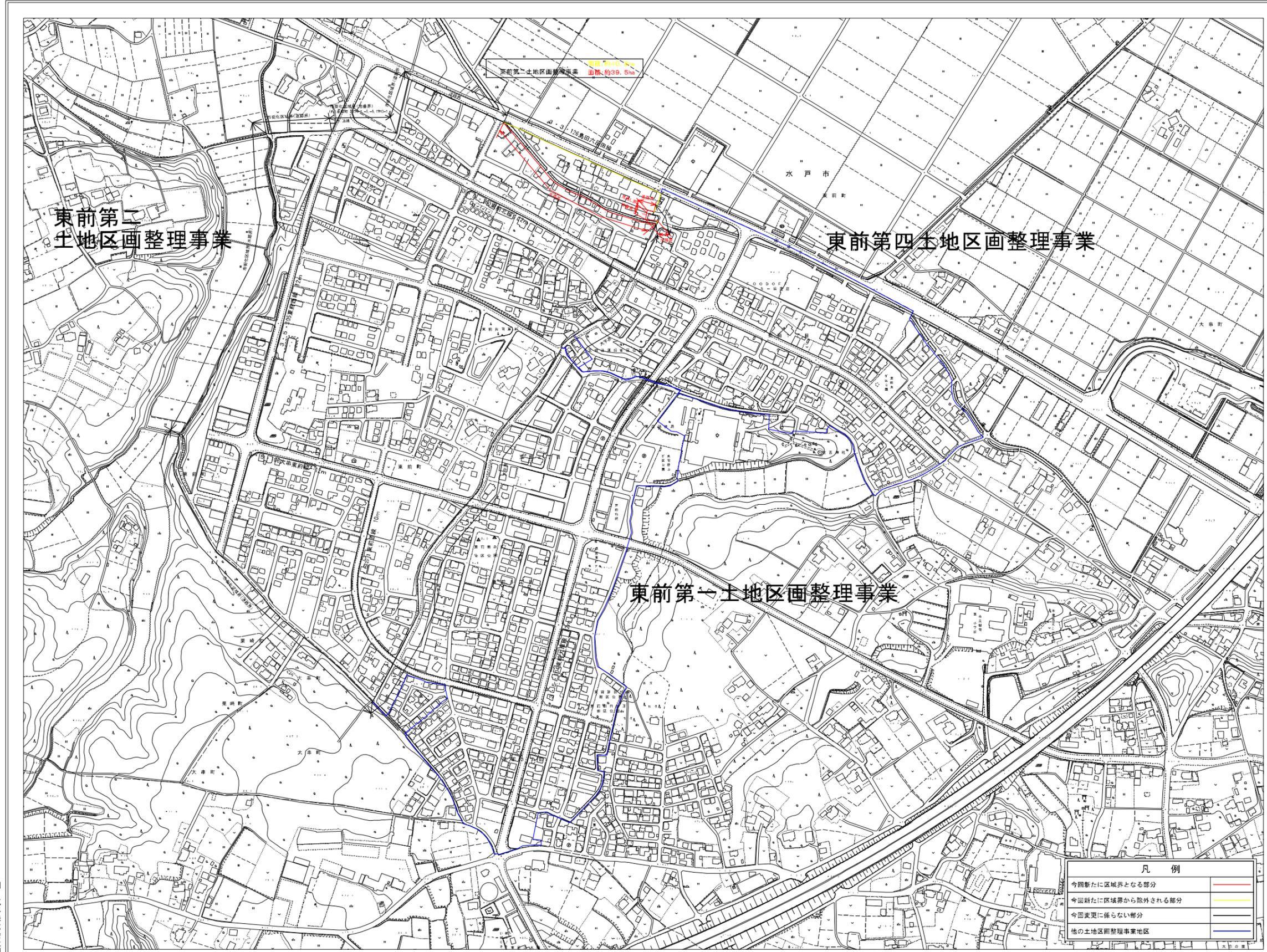
名 称		東前第二土地区画整理事業				
面 積		約 39.5 ha				
公共施設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線街路	3・5・105 東前西線	12m	約 830m	令和 3年 6月 25日 (区域内の延長 706m)
			3・5・106 大串東前線	12m	約 1640m	平成 29年 7月 31日 (区域内の延長 421m)
			3・5・160 東前北線	12m	約 1100m	令和 3年 6月 25日 (区域内の延長 454m)
	区画街路	7・6・1 東前原線	10m	約 560m	平成 3年 3月 25日 (区域内の延長 313m)	
	都市計画道路4路線を骨格とし、区画道路を幅員 10～4 mで配置し、宅地への交通サービス道路として通過交通をできるだけ排除するように配置する。					
	公園及び 緑地	街区公園4ヶ所配置し、その総面積は施行面積の3%とする。また、地区西側に緑地を配置する。				
	その他の 公共施設	1) 那珂久慈流域下水道関連公共下水道事業により下水管を配置する。 2) 地区内全域に給水管を配置する。				
	宅 地 の 整 備	1) 土地利用 幹線道路の沿辺を一般住宅地、その他を低層住宅地として計画する。 2) 街区の規模 街区は、南北に長辺 120m×短辺 40mを標準として計画する。 3) 宅地の整備 既存の土地形状を利用し、排水計画に合わせて整備する。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

国道 51 号沿線等の一部の区域において、施行区域から除外し、事業の合理化と早期完成を図るため、本案のとおり土地区画整理事業を変更するものである。

水戸・勝田都市計画区域 土地区画整理事業計画図



凡例

今回新たに区域界となる部分	— (Red line)
今回新たに区域界から除外される部分	— (Yellow line)
今回変更に係らない部分	— (Black line)
他の土地区画整理事業地区	— (Blue line)

水戸市都市計画課

平面直角座標は、世界測地系による

朝日航空株式会社調製

平成15年測量
1. 撮影 平成14年9月
観測 平成15年4月
測図 平成15年5月
座標系 第3系
等高線間隔 2m
解析図化機 B2-2

1 : 2,500

水戸都市計画区域図

